

産業開発青年隊入隊試験手数料等免除取扱要領

平成28年 7月 1日
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、平成28年に発生した熊本地震で被害を受けた者について、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）第5条の規定により、産業開発青年隊入隊試験手数料、産業開発青年隊入隊料並びに産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料（産業開発青年隊入隊試験の受験に伴う建設技術センター宿泊室使用料に係る部分に限る。）（以下これらを「入隊試験手数料等」という。）を免除するための取扱いについて必要な事項を定める。

(入隊試験手数料等の免除)

第2条 知事は、この要領の規定に基づき、入隊試験手数料等を免除する。

(入隊試験手数料等の免除の対象)

第3条 前条の免除対象者は、主たる学資負担者が熊本地震により被害を受け、入隊試験手数料等の納付が困難な者とする。

(免除の申請)

第4条 入隊試験手数料等の免除を希望する者は、産業開発青年隊入隊試験手数料等免除申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1) 罹災したことを証明できる公的機関発行の証明書（罹災証明書等）の写し
- (2) その他確認のために必要とする書類

2 届出の提出期限は、知事が別途定める。

附 則

この要領は、平成28年4月14日から適用し、平成29年3月31日にその効力を失う。